

第I部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 少子高齢化の進展と本市の現状

わが国の総人口は、減少が続き平成28年10月1日現在で1億2,693万人となっています。一方、65歳以上の高齢者人口は増加し続け、3,459万人、高齢化率27.3%となっています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、高齢者人口が3,677万人に達すると見込まれ、その後も更に高齢者人口の増加が予想されています。

本市においても、平成29年9月末現在の高齢者人口は46,050人、高齢化率は31.4%と約3人に1人が高齢者という状況です。

また、高齢者の増加に伴い、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯数、要支援・要介護認定者数も増加しており、平成29年9月末現在の認定者数は9,174人で、平成37年には9,776人になる見込みです。

(2) 計画策定の趣旨

国においては、公的支援制度では対象とならない身近な生活課題（電球の取替えやゴミ出し、買い物や通院のための移動など）への支援の必要性、軽度の認知症や精神障害の疑いがあるながらも、制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題解決のためには、縦割りではなく、分野をまたがって包括的に「丸ごと」支援する公的支援への転換、他人事ではなく「我が事」として、主体的に自分たちの暮らしや地域社会に豊かさや安心、生きがいを生み出す地域共生社会の実現を目指しています。

地域共生社会の実現に向けて、今後の改革は「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」及び「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの柱を骨格として進め、一方で、地域における「我が事」・「丸ごと」の取組へとするためには相互の重なり合いが必要不可欠であり、一体的に改革していくという考えを示しています。

さらに、介護保険制度の持続可能性を確保し、必要なサービスを利用できるようにするために、高齢者の自立支援と要支援・要介護状態の重度化を予防することで地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。

本市では、第6期計画において、平成37年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築を目指し、各種施策等を関係機関と連携し、取り組んできました。今後も、介護が必要となっても住み慣れた地域で様々な支援を受けながら、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」を策定します。

(3) 介護保険制度改正のポイント

平成29年6月2日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、介護保険制度が平成30年度から改正されることになりました。主な改正のポイントは以下のとおりです。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
(その他)
 - ・地域包括支援センターの機能強化
 - ・居宅サービス事業者等の指定に関する保険者の関与強化
 - ・認知症施策の推進

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度への新たな共生型サービスの位置付け
(その他)
 - ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
 - ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）平成30年8月～
- 2 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）平成29年8月分～

2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の根拠法令と性格

■高齢者福祉計画

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定される計画であり、各市町村が住民に最も身近な行政主体として、地域の高齢者の需要と将来必要な福祉サービスの量を明らかにしつつ、将来必要とされるサービス提供体制の計画的な整備に関する内容等を定めます。

■介護保険事業計画

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定される計画であり、市町村の各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービスの見込み量の確保のための方策、介護サービスの円滑な提供を図るための事業やその他保険給付の円滑な実施のための必要な事項等を定めます。

(2) 他の計画等との関係

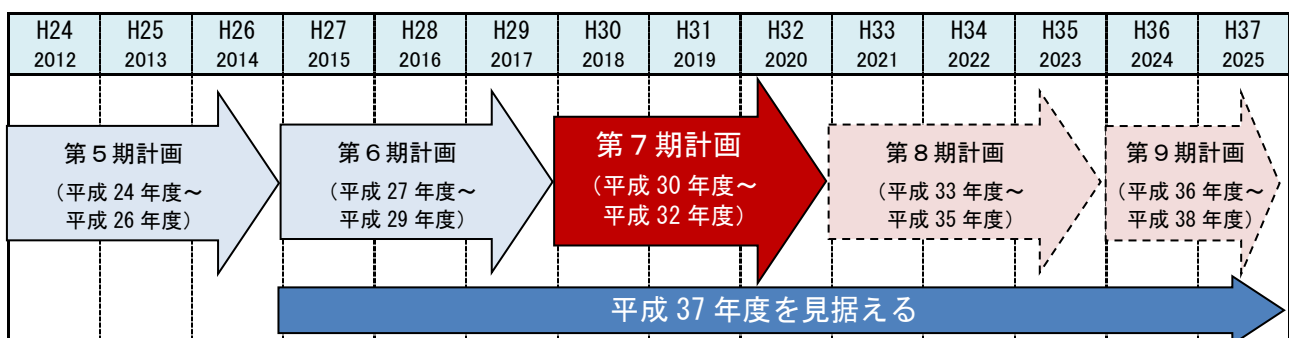
本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「石巻市総合計画」の部門別計画として位置付け、国の指針をはじめ、宮城県の「宮城県地域医療計画」、「宮城県医療費適正化計画」、「宮城県高齢者居住安定確保計画」等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する「石巻市地域福祉計画（第3期）」、分野別計画である「第2次石巻市健康増進計画」、「石巻市第3次障害者計画」、「石巻市第5期障害福祉計画」等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しながら、高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止に向けた取組等を強化していきます。

【計画の期間】



3 計画の策定体制

(1) 石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例（平成17年石巻市条例第165号）第14条の規定に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容についての審議を行いました。

同審議会は、被保険者を代表する者（7人）、介護に関する学識又は経験を有する者（3人）及び介護サービスに関する事業に従事する者（7人）の計17人で構成され、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、多様な見地から計画案を審議していただきました。

(2) アンケート調査の実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して健康で暮らせる社会を実現するために、日常生活圏域における地域の課題や高齢者とその家族のニーズを把握するとともに、本市の介護（予防）サービス提供事業者の状況やニーズを把握し、計画づくりの参考とするために調査を実施しました。

また、調査結果については、今後の課題抽出や認定者数の推計、介護予防事業、福祉サービス、介護サービス等の見込みに活用しました。

- 調査対象者 ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者）
②在宅介護実態調査（要支援・要介護認定者）
③施設入所者調査（要支援・要介護認定者）
④介護サービス提供事業者調査（石巻市に所在する介護（予防）サービス提供事業者）
- 調査方法 ①③④：郵送配付・郵送回収、②：認定調査員の訪問による聞き取り調査
- 調査期間 ①③：平成29年2月27日～平成29年3月13日
②：平成29年1月4日～平成29年5月2日
④：平成29年5月8日～平成29年5月22日
- 回収結果

対象	配付数	有効回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,900人	1,259人	66.3%
②在宅介護実態調査		365人	
③施設入所者調査	500人	321人	64.2%
④介護サービス提供事業者調査	93事業者	74事業者	79.6%

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを平成29年12月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

4 計画の進行管理 (介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進)

本計画は、具体的な事業を計画する期間は平成30年度から平成32年度までの3か年の計画ですが、平成37年を見据えた中長期的な計画の最終段階の計画という性格も有しているため、計画の最終年度となる平成32年度には、第7期計画期間の評価だけでなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画(平成33年度から平成35年度まで)を策定することになります。

そのため、計画の評価・見直しに当たっては、毎年1回、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績値、介護予防効果の実績、アンケート調査結果等、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第8期計画の取組に反映させていきます。

